

令和 7 年 4 月 25 日

市政記者クラブ 様

(工場に関すること)

環境局工場課

服部・田川 電話：972-2381

(事業系ごみに関すること)

環境局資源循環推進課

小林・長谷川 電話：972-2297

(家庭ごみに関すること)

環境局作業課

寺西・長谷川 電話：972-2393

(18 時 30 分まで職員が待機します)

水銀使用製品等は可燃ごみ、不燃ごみに絶対に出さないでください 水銀血圧計が 1 台混入するだけで焼却工場が停止します

水銀を含むごみが混入したことが原因で、ごみの焼却を行う「富田工場」は現在稼働を停止しています。安全で安定的なごみ処理を行うため、水銀使用製品等の適正な排出について、ご協力をお願いします。

記

1 焼却工場の状況

焼却工場では、24 時間排ガス中の水銀濃度を監視しており、水銀使用製品等が混入して水銀濃度が上昇した場合、周辺の大気環境への影響を防ぐため、焼却炉を停止します。

富田工場では、水銀使用製品等の混入が原因で、令和 7 年 3 月～4 月にかけて排ガスの水銀濃度が上昇したことから、3 つの焼却炉全ての稼働を停止しました。

現在、ごみの焼却は他の 4 つの工場で行っており、ごみ処理への影響は出ておりません。

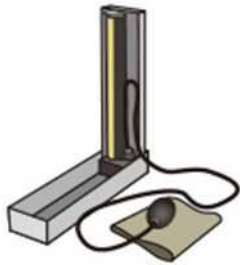
富田工場の停止した焼却炉を再度稼働させるためには、炉内の清掃を行わなければならない、一定の期間が必要となります。令和 7 年 5 月末頃の再稼働を目指して作業を進めています。

2 水銀使用製品等の排出方法

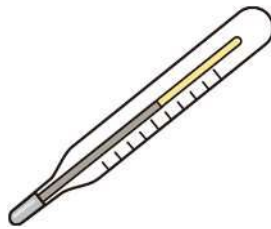
水銀使用製品等については、少量であっても名古屋市のごみ処理施設に搬入できません。次のページのとおり、排出をお願いします。

(1) 水銀使用製品等の例

水銀血圧計、水銀体温計、水銀温度計などの水銀使用製品及び金属水銀



水銀血圧計



水銀体温計



金属水銀

(2) 排出方法

ア 事業所等から排出する場合

上記の水銀使用製品等は、産業廃棄物として許可業者に処理を依頼してください。

イ 家庭から排出する場合

上記の水銀使用製品等は、環境事業所へお持ち込みください。